一　地域再生計画の作成主体の名称　那珂市
二　地域再生計画の名称　那珂市「未来に夢がもてるまちへの環境づくり」計画
三　地域再生計画の区域の範囲　那珂市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第七十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第七十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　群馬県利根郡みなかみ町
二　地域再生計画の名称　「森を育み生命を運ぶ、利根川源流の町」みなかみ町第二次再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　群馬県利根郡みなかみ町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第七十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第七十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　群馬県利根郡みなかみ町
二　地域再生計画の名称　快適でうるおいのあるまち「いわふね」再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　栃木市の区域の一部（旧岩舟町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第七十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第八十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　埼玉県及び飯能市
二　地域再生計画の名称　豊かな自然と安心安全があるまち　はんのう地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　飯能市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第七十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百二十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　千葉県、銚子市及び旭市
二　地域再生計画の名称　東総・海と台地活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　銚子市及び旭市の全域並びに千葉県香取郡東庄町の区域の一部（南部地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第七十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第八十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　神奈川県及び神奈川県足柄下郡真鶴町
二　地域再生計画の名称　「真鶴のみなとを拠点としたにぎわいのある地域づくり計画」
三　地域再生計画の区域の範囲　神奈川県足柄下郡真鶴町の区域の一部（真鶴港及び岩漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第七十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第八十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　新潟県及び新潟県東蒲原郡阿賀町
二　地域再生計画の名称　水のふるさと美しい森再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　新潟県東蒲原郡阿賀町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第七十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第九十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県、金沢市及びかほく市並びに石川県河北郡津幡町及び内灘町
二　地域再生計画の名称　森と里と町をつなぐみちづくりによる金沢北部地域活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　金沢市及びかほく市並びに石川県河北郡津幡町及び内灘町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第七十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百二十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県、七尾市、輪島市及び羽咋市並びに石川県羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町
二　地域再生計画の名称　〝あい〟の風がはぐくむ快適・活気・夢のまち再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　七尾市、輪島市及び羽咋市並びに石川県羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）